

## 旅行業務取扱料金表

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

当サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

お客様との旅行の契約または、渡航手続のあつ旋、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。

なお、この旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。さらにお客様へのサービス向上に努力してまいりますので、なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

### 国内旅行・ご相談料金

区分		料金
〔1〕取扱料金	ア. 宿泊機関と運送機関・観光券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の15%以内
	イ. 宿泊機関等を単一手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の15%以内
	ウ. 運送機関等を単一手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の15%以内
	エ. 観光券等を単一手配する場合	観光券等1件1手配につき費用の15%以内
	オ. 航空券を単一手配する場合	手配不可
〔2〕変更手数料金	—	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の15%以内
〔3〕取消手数料金	—	
〔4〕相談料金	(1)お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 30分:1,100円(以降30分毎に1,100円)
	(2)旅行日程表の作成	1件につき550円
	(3)旅行代金見積書の作成	1件につき550円
	(4)旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき550円
	(5)お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(4)までの5,500円増し*交通費別途
〔5〕添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員1グループ1日につき15,000円
〔6〕通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合等	1件につき550円



AOIMORI TRADING

あおいもりトレーディング

(注):

- 1、上記の各料金には消費税が含まれています。
- 2、「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
- 3、上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 4、上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。
- 5、上記〔1〕:旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。
- 6、上記〔1〕:「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます。
- 7、上記〔1〕:同一施設に連泊の場合は1件1手配として扱います。
- 8、上記〔1〕:「運送機関等を手配する」とは、JR・私鉄・バス・レンタカー等の手配をすることをいいます。
- 9、上記〔1〕:同一運送機関の同時手配は、片道/往復・区間・人数等に関わらず、1件1手配として扱います。
- 10、上記〔1〕:「観光券等を手配する」とは入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。同一施設の手配は、人数に関わらず1件1手配として扱います。また、ウエディング(挙式場・フォト等)の手配も含まれます。
- 11、上記〔2〕〔3〕:手配着手後の変更、取消より申し受けます。変更の場合は、変更の都度、申し受けます。
- 12、上記〔2〕〔3〕:上記〔1〕取扱料金は、別途収受いたします。
- 13、上記〔2〕〔3〕:宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですすでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。
- 14、上記〔5〕:夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、5,500円増しになります。
- 15、上記〔5〕:添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要な経費を別途申し受けます。
- 17、上記〔6〕:電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

(2024年5月現在)

株式会社あおいもりトレーディング

青森県三戸郡田子町大字田子字田子54-1

080-3006-9050

[aoimoritradig@gmail.com](mailto:aoimoritradig@gmail.com)

(地域限定旅行業務取扱管理者 五十嵐 孝直)



AOIMORI TRADING

あおいもりトレーディング